

発達障害者支援センター設置検討委員会

報 告 書

平成18年2月

目 次

1	はじめに	1
2	新潟県の発達障害児（者）の現状	2
3	課題	3
4	発達障害者支援センターの設置について	4
5	終わりに	5

参考

発達障害者支援センター設置検討委員会設置要綱	9
発達障害者支援センター設置検討委員会委員名簿	10
検討経過	11

資料編

資料 1	発達障害者支援法	13
資料 2	発達障害について	20
資料 3	発達障害者を支援する体制について	21
資料 4	発達障害者支援センターについて	22

本文中、印を付した用語は、P.6に説明を記載しています。

1 はじめに

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。
(発達障害者支援法第2条第1項)

発達障害については、障害としての認識が必ずしも一般的ではなく、その発見や適切な対応が遅れがちであったことなどから、発達障害者やその家族は十分な支援が受けられず、大きな不安を抱えているという状況にある。

発達障害者支援センターは、地域で暮らす自閉症などの発達障害者の方々の相談に応じたり、支援をする拠点として平成14年度から整備が進められ、平成16年度末で全国で23か所設置されている。

平成17年4月施行の発達障害者支援法において、その設置が法律上位置づけられ、平成19年度末までには、すべての都道府県、指定都市に設置することが求められている。

このような状況を踏まえ、県では、学識経験者、保護者団体、障害福祉関係者などからなる「発達障害者支援センター設置検討委員会」を設置し、本県における発達障害者支援センター設置に関する事項について、意見交換を行った。

本報告書は、平成18年1月20日に開催した「発達障害者支援センター設置検討委員会」において、各委員から意見交換いただいた内容についてまとめたものである。

県においては、この意見交換の内容を踏まえ、今後、発達障害者支援センターの設置について検討を行うこととする。

2 新潟県の発達障害児（者）の現状

発達障害に対する理解が遅れていたため、障害特性が考慮されない時代が続いてきた。

現在でも、支援する側の発達障害に対する理解、対応の遅れ、関係機関の連携、人材の不足から、適切な診断、相談を受けられていないことも多い。

社会全体としての支援体制が未確立であるため、小学校、中学校等入学時、就労時あるいは通院時など、ライフステージや場面が変わるたびに、家族が説明をして、周囲に理解を求めていくのが現状であり、家族の負担が大きくなっている。

乳幼児期

- ・ 早期発見のため、1歳半児健診、3歳児健診での判断が重要であるが、発達障害に対する専門的な知識を持っている健診従事者が非常に少ない。
- ・ 5歳児健診は義務化されていないが、就学時の保健と教育の連携という観点から就学前検診と位置づけることが効果的である。
- ・ 保健所では、小児科の医師による療育相談が行われているが、相談者が多すぎて、対応が困難となってきた。
- ・ 発達障害を診断できる医師が少ない反面、診断に訪れる子供が多く、アンバランスが大きくなっている。

学童期

- ・ 従来の特殊教育から、「特別支援教育」への改革が進んでおり、本県においても国の委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」を県内で実施し、幼稚園、小・中学校、高等学校における学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する総合的な支援体制の整備を推進している。
- ・ 教育の現場ではなかなか理解が進んでおらず、教育者側の理解の度合いによって支援に対する学校格差、学校内での学級格差を感じる。
- ・ 県教育委員会では、研修の実施等による、県内のリーダー的存在となる教員の育成、また、全小・中学校への特別支援教育コーディネーターの配置を進めている。
- ・ 盲・聾・養護学校では、教員が講師となって、近隣の小・中学校の校内研修において指導をする取組や相談支援が行われている。
- ・ 就学指導委員会は、審議する幼児児童生徒の数に比べて、審議時間が短すぎるため、個別の支援を考えることが難しい。

成人期

- ・ アスペルガー症候群等の高機能広汎性発達障害者は知的障害がないため、二次障害が起きてから初めて障害に気づく事例が多くなっているが、成人以降の相談体制がほとんど整備されていない。
- ・ 学校教育では、特殊学級等で特別な支援を受けることができるが、卒業後の支援がない。障害特性から就労が継続できない、就労自体が困難などの理由から、ニート、フリーター状態での在宅者も多く、家族の負担が大きい。
- ・ 国の障害者雇用支援体制は、身体障害者、知的障害者に比べ、発達障害者に対してはジョブコーチ、トライアル雇用などの限られた支援策しかない。

その他

- ・ 障害福祉施設における、本人への直接支援、保護者や関係者への助言などの間接支援は、学校以外の場における支援として、一定の成果を上げている。
- ・ 知的障害を伴わない場合、家族が発達障害を理解できないことも多い。発達障害に対する正しい理解の促進が広く求められる。

3 課題

早期発見、早期支援

- ・ 早期支援のため、市町村が実施する乳幼児健診時の問診項目の再検討、健診従事者のレベルアップ等、早期発見をする場の体制強化が必要である。

人材の確保

- ・ 正しい診断を行うため、専門的な知識を有する小児科医と児童精神科医の育成確保と連携が必要である。
- ・ 特別支援教育が推進される中で、教員養成系の大学においては、特別支援教育に関する授業科目の単位化等により、発達障害児を支援する素養を持った教員の養成が求められている。

普及啓発

- ・ 発達障害に対する正しい認識と理解を、早急に発達障害に係わる関係者が持つとともに、県民に広く浸透させていく必要がある。

一貫した支援

- ・ 各ライフステージにおいて、各々の発達段階、個性に応じた支援体制をとることが必要である。

- ・ 成人後の支援体制がほとんどなく、高機能広汎性発達障害 など成人後に発達障害が発見される事例も多いことから、成人後の相談支援体制の整備が早急に求められる。
- ・ 生涯をとおり、一人ひとりを一貫してサポートする体制の構築が必要である。
- ・ 一貫した支援の為に、医療、保健、福祉、教育、労働等の行政側の横の連携がなされていることが前提である。

その他

- ・ 子育てをするのが大変難しい時代になっており、発達障害児に限定せず、子育て支援という観点からも支援する必要がある。

4 発達障害者支援センターの設置について

今まで十分な対応が取られずにいた発達障害者支援の中核となるべき発達障害者支援センターについては、早急に設置が望まれる。

発達障害者支援センターの設置による、センターが担うべき役割及び今後の発達障害者支援に求めることについて以下の意見が出された。

センターが担うべき役割

- ・ 早期発見、早期支援をしていくシステムは、各市町村独自ではなく、県全体としてのシステムを構築する必要がある。また、県には、ペアレント・トレーニング、ソーシャルスキル・トレーニング等の具体的な支援プログラムを確立して、それを市町村に伝授していくような支援を期待する。
- ・ 支援に地域間格差がないよう、専門的な知識を有する者の適正な配置と各地域への定期的な巡回指導などによる支援が求められる。
- ・ 特定の機関、特定の地域だけでは、支援が追いつかない現状にあることを認識し、全県をカバーすることではなく、コーディネートする機関として位置づけるべきである。また、センターのコーディネートのもとで、全県のネットワークを構築し、各機関で人材を育てレベルアップさせていくことが望まれる。
- ・ 医療と教育の両方が一つの窓口で相談できる機能など、相談者が利用しやすい有機的な連携をもった機関とすることが望まれる。

発達障害者支援に求めること

- ・ 入園・入学などライフステージが変わる際や各段階における関係機関との連携の際にコーディネーターとしての役割を担う人材、機関が必要である。
- ・ 学校が中心となり、関係機関が連携し作成する個別の教育支援計画を基本とし、支援することが最適である。
- ・ 早期発見によってラベリングするのではなく、生まれつきそういう特性を持った人たちの援助をするという観点から、支援策を考えていく必要がある。

5 終わりに

委員会では、委員それぞれの立場から多くの意見をいただいた。

発達障害者支援センターの設置は、これまで十分な支援が受けられずにいた発達障害者やその家族、また関係者にとってその期待も大きく、本県における発達障害者支援の第一歩であると考えている。

発達障害者の支援については、発達障害者支援センターの設置のみならず、特別支援教育を実施している教育機関をはじめとした、多方面にわたる関係機関の連携を図るなかで発達障害者の支援を総合的に行うため、県において、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図る必要がある。

用語解説

広汎性発達障害

以下の、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群等を、一連の障害としてとらえた総称。自閉症スペクトラムともいう。

- ・ 自閉症
3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。
- ・ 高機能自閉症
自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。
- ・ アスペルガー症候群
知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないもの。

学習障害（LD：Learning Disabilities）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害。

注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention Deficit Hyperactivity Disorder）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の傷害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

特別支援教育

通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う。従来の障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

ニート

Not in Employment, Education, or Training の頭文字（NEET）による造語。就労、就学、職業訓練のいずれもおこなっていない者。就職する意思のない若年無業者を指すことが多い。なお、しようとしているができない人（失業者や浪人など）や主婦・主夫、あるいは定年退職者などは含まれない。

フリーター

正社員ではなく、パート・アルバイトをして働く人又はこれを希望する人。就職する意思の有無で「ニート」とは区別される。

ジョブコーチ

職場適応援助者。就労を希望する障害者に対して、一緒に職場に行き、共に作業したり休憩時間を過ごし、障害者が働きやすいように援助を行うことを業務とする者。障害者への支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても助言や職務・職場環境の改善を提案し、障害者の職場定着を図ることを目的とする。

トライアル雇用

障害者を事業主が短期間試行的に雇用し、その間に事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めてもらい、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。

ペアレント・トレーニング

発達障害児は、一般には理解されにくい行動や周囲への迷惑行動を取ることが多いため、周囲の大人たち、特に親から頻繁に叱責されがちである。その積み重ねによって、児童は本来持っている意欲や自信を失って行き、非行、いじめ、引きこもり等の二次障害を引き起こしやすくなる。これを防ぐためには、良い行動を認めてほめることによって、認められない行動を減らし良い行動に変えて行くことが必要。この方法をペアレントトレーニングと言い、行動変容の理論に基づいている。

ソーシャルスキル・トレーニング

社会で生きて行くための社交技能(ソーシャルスキル)を理解していない、または、丁寧に教えてもらわないと理解できないタイプの発達障害児・者が多くいる。まわりに受け入れてもらいやすい言語表現の仕方を含めたコミュニケーションスキルも含め、その技能を得るための練習・訓練。

発達障害者支援センター設置検討委員会設置要綱

1 目的

発達障害者支援センターについて、関係者の意見を聴取して本県における設置に反映させるため、発達障害者支援センター設置検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項についての意見交換を行う。

- (1)本県の発達障害児（者）にかかる現状と課題及び今後の方向
- (2)本県における発達障害者支援センターの設置の必要性
- (3)その他必要な事項

3 構成

- (1)委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2)委員会の委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。
- (3)委員長は委員会の事務を統括する。
- (4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員会

- (1)委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2)委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

5 事務局

委員会の事務局は、新潟県福祉保健部障害福祉課に置く。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

発達障害者支援センター設置検討委員会委員名簿

氏 名	所 属 等
藤 原 義 博	上越教育大学 教授
か く た 角 田 千 里	(社)日本自閉症協会 新潟県支部 支部長
沼 田 夏 子	新潟いなほの会(ＬＤ発達障害児者親の会)代表
葛 西 由紀子	NPO法人えじそんくらぶ新潟「きらら」 代表
野 村 忠 男	(福)新潟太陽福祉会 知的障害者更生施設 「太陽の村」施設長
山 本 一 郎	新潟労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用担当官
本 間 直 也	新潟県教育庁義務教育課 障害児教育係長
松 原 誠	新潟市立養護学校長
福 島 昇	精神保健福祉センター所長
笠 井 友治郎	中央福祉相談センター所長
東 條 恵	はまぐみ小児療育センター 診療部長
野 本 信 雄	新潟市市民局保健福祉部障害福祉課長
樺 沢 清 文	新潟県福祉保健部障害福祉課長

注： 委員長
副委員長

検 討 経 過

1 基本的な進め方について

委員会は、発達障害者支援センター設置に関する事項について、意見交換を行う。

事務局は、委員会で意見交換された内容について、県の発達障害者支援センター設置に反映させる。

事務局は、委員会で意見交換された内容についてまとめ、各委員に送付するとともに公表する。

2 . スケジュール

回	期 日	意見交換の主な内容
第 1 回	平成 18 年 1 月 20 日	1 「発達障害者支援センター設置検討委員会」の進め方 2 発達障害児（者）の現状と課題及び今後の方向 3 「発達障害者支援センター」の設置について
第 2 回	平成 18 年 2 月	意見交換結果まとめ（委員に送付・公表）

発達障害者支援法

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第2章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

第5条 市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第14条第1項の発達障害者支援センター、第19条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第1項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前3項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第6条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第4項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第7条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

（教育）

第8条 国及び地方公共団体は、発達障害児（18歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

（放課後児童健全育成事業の利用）

第9条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

（就労の支援）

第10条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号の地域障害者職業センターをいう。）障害者就業・生活支援センター（同法第33条の指定を受けた者をいう。）社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

（地域での生活支援）

第 11 条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

（権利擁護）

第 12 条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

（発達障害者の家族への支援）

第 13 条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第 3 章 発達障害者支援センター等

（発達障害者支援センター等）

第 14 条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（秘密保持義務）

第 15 条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

（報告の徴収等）

第 16 条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第 14 条第 1 項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第 17 条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第 14 条第 1 項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第 18 条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第 16 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

（専門的な医療機関の確保等）

第 19 条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第4章 補則

（民間団体への支援）

第20条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

（国民に対する普及及び啓発）

第21条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発）

第22条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

（専門的知識を有する人材の確保等）

第23条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

（調査研究）

第24条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

（大都市等の特例）

第25条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

（施行期日）

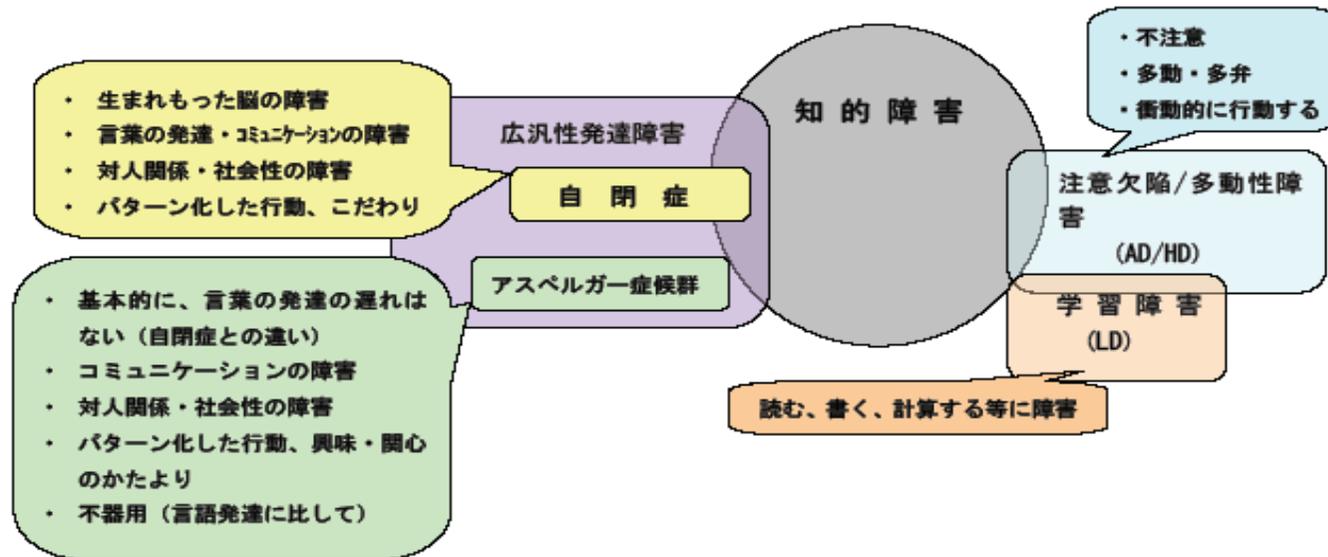
1 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(見直し)

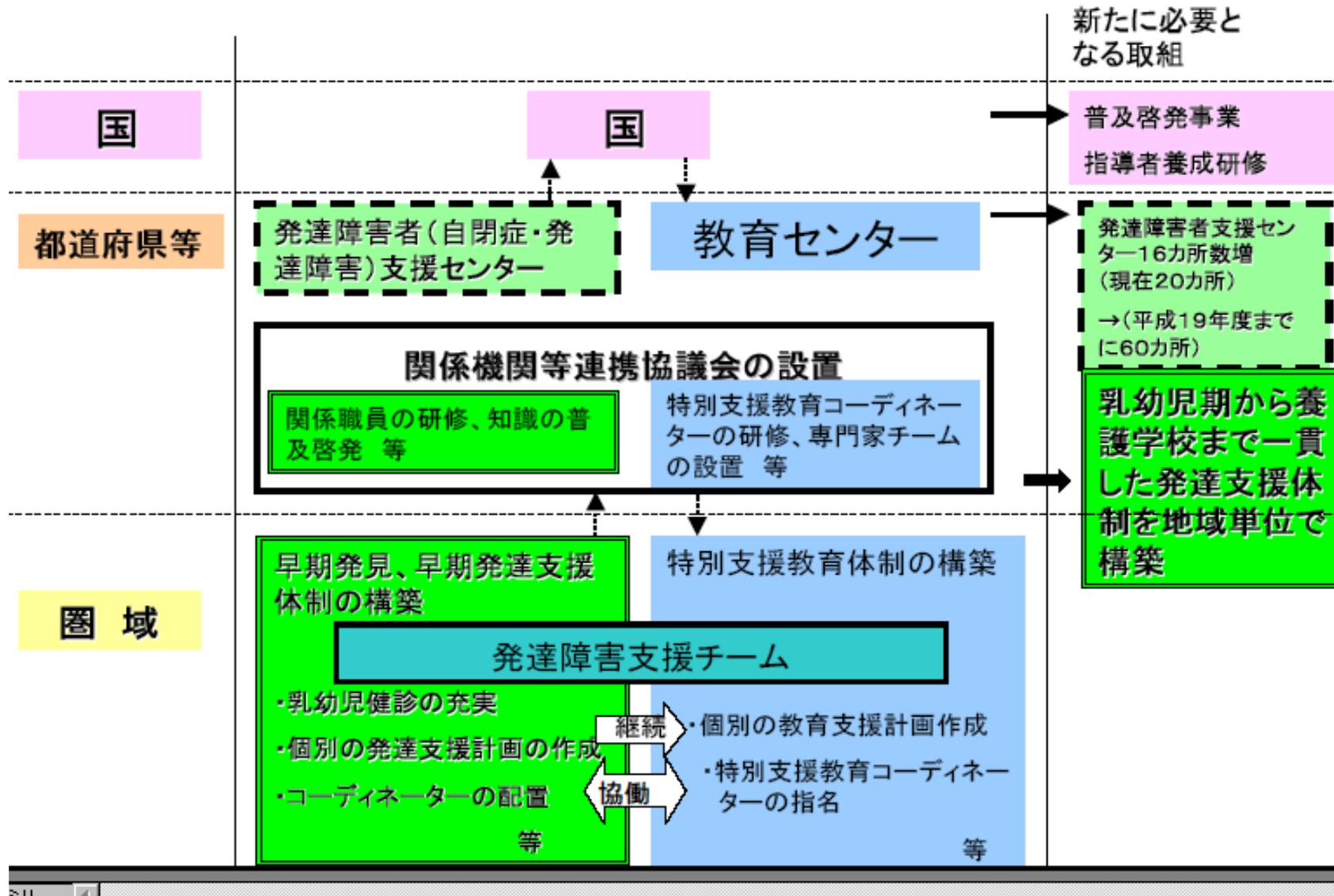
2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

発達障害について

発達障害の定義：広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、
通常低年齢で発現する脳機能の障害
これらの発達障害については、小中学校児童・生徒の6%



発達障害者を支援する体制について



発達障害者支援センターについて

1 発達障害者支援法に規定される発達障害者支援センターについて

発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族等に対し、専門的にその相談支援を行うとともに、発達障害者に対し、発達支援及び就労支援を行う。また、医療・保健・福祉・教育等の関係施設及び関係機関に対する発達障害についての情報提供及び研修等を実施する。(法第14条関係)

支援の対象については、法における発達障害の範囲が学習障害や注意欠陥多動性障害などを含み、これまでよりも拡大することとなることから、その十分な対応を行うこと。(法第14条関係)

都道府県知事等により指定されることとなり、職員の秘密保持義務、業務状況に関する報告の徴収、業務の改善命令、指定の取り消しが定められているため、その責務について十分認識の上、支援にあたること。(法第15・16・17・18条関係)

2 発達障害者支援センター運営事業について

概要は次のとおり。

平成14年度から、厚生労働省の「自閉症・発達障害者支援センター運営事業」として厚生労働省の予算補助事業として実施されている。

平成18年度からは、障害者自立支援法に基づく「地域生活支援事業」に一括計上される予定。

【実施主体】

都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）

都道府県等は、発達障害者支援センターの行う業務の全部又は一部を社会福祉法人及び特定非営利活動法人等であって、適切な運営ができると認められるものに委託することができる。

【業務】

- 1 発達障害者及びその家族等に対する相談支援
- 2 発達障害者及びその家族等に対する発達支援
- 3 発達障害者に対する就労支援
- 4 医療・保健・福祉・教育等の関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修
- 5 連絡協議会の開催により、発達障害者に対する総合的なサービスの在り方の検討

【か所数の推移】

年度	14年度	15年度	16年度	17年度
か所数	8	16	20	36

【設置形態】

原則として自閉症児施設、知的障害児（者）施設等に附置

【職員配置】

専任の次の職種を常勤で配置

相談支援を担当する職員(社会福祉士であって相談支援について相当の経験及び知識を有する者等)

発達支援を担当する職員(心理的判定及び発達支援について相当の経験及び知識を有する者等)

就労支援を担当する職員(就労について相当の経験及び知識を有する者等)

【設備】

相談室等、事務室、便所が必要。ただし、附置した施設等の設備と共有可能。

【国庫補助基準額】

24,592千円(年額, H17年度単価)

【負担割合】

国1/2, 都道府県・指定都市1/2

【平成17年度国予算状況】

245百万円 443百万円(20か所 36か所)